

老認発 0319 第 2 号
社援成発 0319 第 1 号
令和 8 年 3 月 19 日

各都道府県高齢者保健福祉・民生主管部（局）長
各市区町村高齢者保健福祉・民生主管部（局）長 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
（ 公 印 省 略 ）

後見等の開始までの期間の
判断能力の低下した高齢者等への対応について

後見等（後見（民法第 7 条）、保佐（同法第 11 条）及び補助（同法第 15 条）をいう。以下同じ。）の開始までの期間の判断能力の低下した高齢者等への対応については、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 697 条）及び緊急事務管理（同法第 698 条）の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。」とされたところである。これを踏まえて、下記のとおり、対応の考え方についてお示しするので、各市区町村における取組の参考とされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、発出にあたって法務省民事局に協議済みであることを申し添える。

記

1. 後見等の利用について

判断能力の低下した高齢者等の財産等の管理については、後見等の利用が考えられる。後見等の申立ては、家族や親族等が行うことが一般的であるが、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合については、市町村長が職権で後見等の申立て（市町村長申立て）を行うことができる。この市町村長申立て

に当たっては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和5年5月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室及び精神・障害保健課並びに老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）を参照されたい。

2. 日常生活自立支援事業の利用について

判断能力の低下した高齢者等であって、事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者については、日常生活自立支援事業（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助やそれに伴う日常的な金銭管理等の支援を行うことにより、本人の生活を支援する事業。以下「日自事業」という。）の利用が考えられる。

なお、本人の意思を確認できないため、日自事業による支援計画が作成できない場合や、日自事業の援助の内容だけでは本人に対する十分な援助ができない場合などに直面した際は、日自事業から後見等への移行を検討されたい。

3. 緊急的に支援を要する場合における市区町村が実施可能な支援の方法

(1) 後見等の開始の審判及び審判前の保全処分について

後見等の申立てから、実際に後見等が開始するまでには、おおむね1か月から2か月（鑑定を行う場合は、更に鑑定を実施する期間が必要）程度の期間が発生するところ、日自事業を利用していない場合など、本人の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条等の規定に基づき、審判前の保全処分での対応が可能である。市区町村がこの対応を行う際には、後見等の申立てを行った市区町村の長が審判前の保全処分の申立てをし、これらの申立てを受けて家庭裁判所がこれらの審判をした後は、家庭裁判所から選任された成年後見人等又は財産の管理者において、その権限の範囲内で金銭管理が可能である。

(2) 事務管理等に基づく支援について

市区町村が判断能力の低下した高齢者等であって支援を要する者を把握してから、後見等及び保全処分の申立てを経て、保全処分がされるまでの間に、一定の期間を要するケースもあり得るところ、保全処分に至るまでの期間等に、緊急的に支援を要する際は、事務管理（民法第697条）及び緊急事務管理（同法第698条）の規定に基づき、市区町村が必要な費用を立て替え、管理者による費用の償還請求等（同法第702条）の規定等に基づき、後見等の開始後に成年後見人等から返済を受ける対応も考えられる。